

石川県公報

平成23年4月15日

第12382号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
退職した石川県監査委員の住所及び氏名(財政課)	1	大規模小売店舗の新設の届出の公告(経営支援課)	3
石川県監査委員の選任(同)	1	土地改良区の役員退任公告(経営対策課)	4
受胎調節の実地指導を業として行う者の指定(少子化対策監室)	1	土地改良区の役員就任公告(同)	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可(水環境創造課)	2	入札公告(警察本部)	5
特定計量器の定期検査の実施(経営支援課)	2	公安委員会	
国土調査の指定(経営対策課)	3	少年指導委員の委嘱	7
平成23年度地籍調査事業計画の決定(同)	3	石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	7

告 示

石川県告示第193号

平成23年4月2日付けで退職した石川県監査委員の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成23年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

白山市島田町47番地 喜田 羊支子
能美市石子町二116番地1 東方 俊一郎

石川県告示第194号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、平成23年4月3日石川県監査委員を次のとおり選任した。

平成23年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

識見を有する者のうちから選任した者

金沢市下新町1-7 織田 静代
金沢市寺地1丁目14-25 安田 慎一

石川県告示第195号

母体保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、平成23年4月15日次のとおり指定した。

平成23年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	住 所	保健師、助産師 又は看護師の別	氏 名
第1157号	金沢市みどり2-1-1 H1-10-12	看 護 師	石 野 詩 織
第1158号	かほく市内日角西130番地	"	寺 田 有 沙

石川県告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
白山市	松任都市計画下水道事業白山市松任地区公共下水道（千代野処理区）	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和51年2月17日から 平成28年3月31日まで
	松任都市計画下水道事業白山市松任地区公共下水道（松任中央処理区）	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和54年9月10日から 平成28年3月31日まで
	松任都市計画下水道事業白山市松任地区公共下水道（南部処理区）	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成元年11月30日から 平成28年3月31日まで
	松任都市計画下水道事業白山市松任地区公共下水道（西南部処理区）	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成8年1月12日から 平成28年3月31日まで
津幡町	津幡都市計画下水道事業津幡町公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和56年3月10日から 平成28年3月31日まで

石川県告示第197号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）の定期検査を次のとおり実施する。

平成23年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

区 域	日 時	場 所
珠洲市のうち 直、正院、蛸島、折戸、東山中、唐笠、三崎、狼煙及び川浦地区	5月17日(火) (午後0時30分から午後3時まで)	正院公民館
珠洲市のうち 飯田、上戸、若山、宝立、大谷及び高屋地区	5月18日(水)及び19日(木) (午後0時30分から午後3時まで)	珠洲商工会議所
津幡町全域	5月24日(火) (午前10時から午後3時まで)	井上コミュニティプラザ
かほく市のうち 高松地域	6月1日(水) (午前10時30分から午後3時まで)	高松産業文化センター
かほく市のうち 宇ノ気及び七塚地域	6月2日(木) (午前10時30分から午後3時まで)	石川かほく農業協同組合 宇ノ気米倉庫

特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する検査

区 域	日 時	場 所
七尾市、珠洲市、かほく市、白山市、野々市町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町	5月17日(火)から12月28日(水)まで (午前9時から午後4時まで)	特定計量器の所在の場所

石川県告示第198号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定した。

平成23年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定年月日
平成23年4月15日
- 2 調査を行う者の名称
金沢市、加賀市及びかほく市
- 3 調査地域
金沢市のうち湯涌第2地区その3及び崎浦第4地区、加賀市のうち伊切地区(- 3)及び伊切地区(- 4)並びにかほく市のうち高松 地区
- 4 調査期間
平成23年4月15日から平成24年3月30日まで

石川県告示第199号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成23年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成23年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 調査を行う者の名称
加賀市、かほく市、白山市、津幡町、志賀町、宝達志水町及び中能登町
- 2 調査地域
加賀市のうち栢野地区1及び塩浜2地区、かほく市のうち大海財産地区及び内日角地区、白山市のうち湊7地区、湊6地区、美川永代 地区、部入道 地区、部入道 地区及び新荒屋地区、津幡町のうち中条南部地区 その1、中条南部地区 その2、中条南部地区 その3及び井上・中条北部地区、志賀町のうち土地地区、富来地区、稗造地区、東増穂地区、稗造地区、稗造地区及び東増穂地区、宝達志水町のうち子浦地区並びに中能登町のうち藤井・小田中地区、西馬場地区、良川地区、久江地区、久江地区及び久江地区
- 3 調査期間
平成23年4月15日から平成24年3月30日まで

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成23年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大阪屋ショッピング鶴来店

白山市知気寺町174番ほか14筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社大阪屋ショッピング 代表取締役社長 平邑 秀樹
富山県富山市赤田487番地 1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社大阪屋ショッピング 代表取締役社長 平邑 秀樹
富山県富山市赤田487番地 1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年12月 8 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,550平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
175台
 - (2) 駐輪場の収容台数
28台
 - (3) 荷さばき施設の面積
80平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
32立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前 9 時30分 (年間15日間は午前 9 時) から午後 9 時30分まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時 (年間15日間は午前 8 時30分) から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 7 時から午後 6 時まで
- 7 届出年月日
平成23年 4 月 7 日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課
- 9 届出等の縦覧期間
平成23年 4 月15日から同年 8 月15日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成23年 8 月15日
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年 4 月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

才田土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	中 田 茂	金沢市才田町乙23番地	平成22年9月30日

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成23年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

才田土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	川 端 満	金沢市才田町乙183番地1	平成23年3月13日

志賀町土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	音 花 忠 雄	羽咋郡志賀町酒見池田20番地1	平成23年3月14日
”	秋 元 昭 園	” 八幡3の156番地	”

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入件名
運転教育教本
- (2) 納入予定数量
150,000冊
- (3) 納入期間
契約締結の日から平成24年3月31日まで
- (4) 納入場所
石川県警察本部が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成23年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの納入契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) この公告に示した調達予定物品を確実に納入できる能力を有する者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がな

いと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 平成23年4月15日(金)から同月22日(金)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 警務部会計課

エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)により提出すること

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成23年4月26日(火)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 警務部会計課
電話 076-225-0110

(2) 交付期間

平成23年4月15日(金)から同月22日(金)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ。

(2) 入札書の受領期限

平成23年4月27日(水)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成23年4月27日(水) 午後1時30分

イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(1)の物件の1冊当たりの単価額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(2) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第46号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定による少年指導委員の委嘱（平成22年石川県公安委員会告示第34号）を次のとおり変更した。

平成23年4月15日

石 川 県 公 安 委 員 会

氏 名		辞職・委嘱年月日	
旧	横 山 二 三 雄	辞職	平成23年3月31日
新	吉 田 公 一	委嘱	平成23年4月1日

石川県公安委員会告示第47号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月15日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

403	田 上 2 丁 目 交 差 点	金沢市田上新町282番地先 市道2級幹線303号田井田上線と市道浅川17号田上2丁目線との交差点	H 23. 2. 7
-----	--------------------	---	------------

別表第1（信号機の設置場所）金沢西警察署管内の表に次のように加える。

283	か た つ 工 業 団 地 口 交 差 点	金沢市かたつ1番地先 臨港道路無量寺湖南線と渦津14号かたつ工業団地線1号との交差点	H 23. 2. 7
-----	--------------------------	---	------------

別表第1（信号機の設置場所）小松警察署管内の表に次のように加える。

218	粟 津 小 学 校 前	小松市井口町子24番地1先 主要地方道小松山中線上	H 23. 2. 7
-----	-------------	------------------------------	------------

別表第1（信号機の設置場所）七尾警察署管内の表に次のように加える。

154	二 宮 東 交 差 点	鹿島郡中能登町二宮夕部4番地先 県道七尾鹿島羽咋線と町道K 2 - 7号線及び町道K C - 101号線との交 差点	H 23. 2. 7
-----	-------------	--	------------

別表第1（信号機の設置場所）金沢中警察署管内の表325の項を次のように改める。

325	犀 川 公 民 館 前	金沢市末町17の134番地先 県道倉田土清水線上	H 11. 6. 30
-----	-------------	-----------------------------	-------------

別表第1（信号機の設置場所）珠洲警察署管内の表21、9、1、43の項を次のように改める。

21	す ず な り 館 前	珠洲市野々江町シ部18の1番地先 主要地方道蛸島港線と市道3号線との交差点	S 54. 3. 31
9	す ず な り 西 口	珠洲市飯田町11部79番地先 国道249号と県道飯田港線との交差点	S 50. 6. 28
1	見 附 島 口	珠洲市宝立町鶴島八部122番地先 市道676号線と市道52 - 2号線との交差点	S 43. 3. 20

43	見 附 島 西 口	珠洲市宝立町鶴飼 9 字 1 番地 1 先 国道249号 (松波鶴島バイパス)	H 11. 3. 1
----	-----------	--	------------

別表第11 (最高速度の指定) 珠洲警察署管内の表60の項を次のように改める。

60	市道56 - 1 号線	珠洲市宝立町柏原21字10番地先か ら 珠洲市宝立町柏原西64番地 3 先ま で	約 1,630 メートル	毎時50キロ メ ー ト ル	終 日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
----	-------------	---	-----------------	-------------------	-----	-------------------------------